

通学区域制に関するこれまでの経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条（平成13年度に規程削除）

（高等学校の通学区域の指定）

第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

昭和46年度まで 2学区制（甲学区：県南部、乙学区：県北部、徳島市は共通学区）

昭和47年度 総合選抜制度を開始（城東高校、城南高校、城北高校、徳島市立高校）
3学区制の導入（丙学区：徳島市を設置）
重複区域の指定（佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町）
流入率の設定（丙学区のみ：20%）
※ 昭和51年度（15%）、昭和53年度（13%）、昭和55年度（12%）、昭和57年度（8%）

昭和51年度 重複区域に神山町を追加

昭和55年度 総合選抜校に城ノ内高校を追加

平成9年度 総合選抜校に徳島北高校を追加

平成11年度～13年度 ●通学区域に係る規程の削除を踏まえ、「徳島県公立高等学校入学者選抜制度改善検討委員会」において通学区域についても検討
→徳島県高校教育改革推進計画に反映
【内容】3学区制維持

平成16年度 流入率の設定及び変更 ※学区の名称を、甲乙丙から第1～第3に変更
（第1学区、第2学区は8%、第3学区は高校ごとに8%）
総合選抜制度の廃止
城ノ内高校（中高一貫教育開始） ※通学区域を県内全域

平成18年度 城南高校応用数理科及び徳島北高校国際英語科設置
川島高校（中高一貫教育開始） ※通学区域：県内全域

平成19年度 流入率の変更（第1学区のみ：8% → 10%）

平成22年度 富岡東高校（中高一貫教育開始） ※通学区域：県内全域

平成30年度 城北高校理数科学科設置 ※通学区域：県内全域

●通学区域制に関する有識者会議設置
→通学区域制に関する有識者会議報告書（提言）提出
【内容】新たな全県一区校の設定、流入率の引上げ

令和2年度 流入率の変更（第1学区：15%、第2学区：10%、
第3学区：城東12%、城南・城北・徳島北10%、徳島市立8%）

令和3年度 流入率の変更（第1学区：20%、第2学区：12%、
第3学区：城南・城北・徳島北12%、徳島市立8%）
城東高校の通学区域を県内全域
城ノ内高校の生徒募集停止（中等教育学校に移行のため）

（注）流入率はそれぞれ記載の率以内

(フロー図)

元号	年度	学区・重複区域	流入率	総合選抜制度	全県一区化	会議等
昭和	～ 46	2 学区制 甲学区：県南部 乙学区：県北部 ※徳島市は共通学区				地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条 (通学区区域の指定)
	47	3 学区制導入 丙学区：徳島市 【重複区域】 佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町	丙学区のみ 20%	総合選抜制度開始 (城東、城南、城北、徳島市立)		
	51	【重複区域】 神山町追加	↓ 15%			
	53		↓ 13%			
	55		↓ 12%	城ノ内を追加		
平成	57		↓ 8%			
	9			徳島北を追加		※H13 規程削除
	13					入学者選抜制度改善検討委員会で通学区区域について検討
	16	学区の名称を 甲乙丙から 第1～第3に変更	第1学区：8% 第2学区：8% 第3学区： 高校ごと8%	総合選抜制度廃止	城ノ内 (中高一貫)	
	18				城南 (応用数理科) 徳島北 (国際英語科) 川島 (中高一貫)	
	19		第1学区のみ 10%に変更			
	22				富岡東 (中高一貫)	
令和	30				城北 (理数科学科)	通学区区域制に関する有識者会議設置
	2		第1学区：15% 第2学区：10% 第3学区 城東：12% 城南・城北・ 徳島北：10% 徳島市立：8%			
	3		第1学区：20% 第2学区：12% 第3学区 城南・城北・ 徳島北：12% 徳島市立：8%		城東 ※城ノ内 生徒募集停止	

通学区域制に係るこれまでの議論の概要

1 平成11～13年度「入学者選抜制度改善検討委員会」

- 「地域に根差した特色ある学校づくり」の理念の下、3学区を9学区に細分化した素案が提示された。
- 素案に対して、保護者等から学校選択の自由が奪われるとの意見が相次いだため、通学区域3パターンの試案（1学区、3学区、5学区）を提示し、公聴会や県民意見募集を実施した。
- 通学区域制撤廃と維持の意見が相半ばする中、県議会や当委員会の審議を踏まえ「3通学区域制の維持」を決定した。

2 平成30年度「通学区域制に関する有識者会議」

- 当委員会では、通学区域制の将来的な在り方について、
 - ・受検機会の公平性という観点から撤廃すべき
 - ・本県公立高校の均衡のとれた活性化をめざし、制度を存続することが望ましい
 - ・先を見通すことが困難な社会の中、将来的な在り方を規定するのは避けるべきなどの声があり、委員の意見はまとまらなかった。
- そこで、令和2、3年度入学者選抜における制度変更について優先的に議論し、
 - ・第3学区の普通科を有する県立高校1校を、全県一区校として新たに設定
 - ・各学区の状況を勘案しつつ、流入率の変更を検討
 - ・通学区域制の将来的な在り方について、新たな全県一区校が、県内全域からの生徒募集を少なくとも3年は実施した後に、改めて検討する機会を設けるなどの提言がなされた。
- その後、本提言に則し、県教育委員会において、
 - ・令和2年度、3年度入学者選抜から、「流入率の引上げ」
 - ・令和3年度入学者選抜から、城東高校の通学区域を「県内全域」とする見直しを行った。